

平成 29 年 5 月 1 日

各 位

会社名 倉庫精練株式会社
代表者名 代表取締役社長 中前 和宏
(コード番号 3578 東証第二部)
問合せ先 総務課長 上田 紀昭
(TEL. 076-249-3131)

**(訂正) 「丸井織物株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見
表明及び丸井織物株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」
の一部訂正について**

当社が本日付で公表いたしました「当社株式の時価総額に係る猶予期間の解除についてのお知らせ」(以下「当社株式猶予期間解除プレスリリース」といいます。)に記載の通り、当社株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることとなりました。これに伴い、平成 29 年 3 月 27 日に公表いたしました「丸井織物株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び丸井織物株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」(平成 29 年 4 月 14 日付で公表いたしました「丸井織物株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」により変更された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

前文

(訂正前)

当社は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、丸井織物株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねること、並びに公開買付者と資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。また、公開買付者は平成 29 年 4 月 14 日付で平成 29 年 3 月 27 日付公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等期間(以下「公開買付期間」といいます。)を平成 29 年 5 月 18 日まで延長し、公開買付期間を合計 35 営業日とした上で、本公開買付価格を金 148 円から金 160 円に変更すること(以下「本買付条件等変更」といいます。)を決定しました。当社は、本買付条件等変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会にて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本公開買付けは、買付予定数の上限が設定された、

いわゆる部分買付けにより当社を子会社化することを目的としており、当社株式の上場廃止を企図するものではございません。一方で、現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、本公開買付け成立、不成立に関わらず上場廃止となる可能性があります。上場廃止となる見込みの詳細については、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、丸井織物株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねること、並びに公開買付者と資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。また、公開買付者は平成 29 年 4 月 14 日付で平成 29 年 3 月 27 日付公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等期間（以下「公開買付期間」といいます。）を平成 29 年 5 月 18 日まで延長し、公開買付期間を合計 35 営業日とした上で、本公開買付価格を金 148 円から金 160 円に変更すること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定しました。当社は、本買付条件等変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会にて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本公開買付けは、買付予定数の上限が設定された、いわゆる部分買付けにより当社を子会社化することを目的としており、当社株式の上場廃止を企図するものではございません。一方で、本公開買付けに係る意見表明報告書の提出日である平成 29 年 3 月 28 日現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、本公開買付け成立、不成立に関わらず上場廃止となる可能性がありました。しかしながら、当社が平成 29 年 5 月 1 日に公表した当社株式猶予期間解除プレスリリースに記載の通り、当社株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることとなりました。上場廃止となる見込みの詳細については、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り、当

社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所における有価証券上場規定第 601 条に規定される上場廃止基準（以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。）に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は東京証券取引所に対し、東京証券取引所上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本書提出日現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降本書提出日までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありません。

公開買付者としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、公開買付者グループと当社グループとの間でのシナジー（詳細は、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「（i）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）創出により当社株式の価値を向上させ、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる（ひいては当社株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しているとのことです。また、これにより、公開買付者は、当社の株主の皆様にとっての当社株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しているとのことです。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が公開買付者の期待どおりに当社株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできないとのことです。

（後略）

（訂正後）

（前略）

当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り、当社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所における有価証券上場規定第 601 条に規定される上場廃止基準（以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。）に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は東京証券取引所に対し、東京証券取引所上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本公開買付けに係る意見表明報告書の提出日である平成 29 年 3 月 28 日現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる予定でした。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降

本公開買付けに係る意見表明報告書の提出日である平成 29 年 3 月 28 日までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありませんでした。

公開買付者としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、公開買付者グループと当社グループとの間でのシナジー（詳細は、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。) 創出により当社株式の価値を向上させ、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる（ひいては当社株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しているとのことです。また、これにより、公開買付者は、当社の株主の皆様にとっての当社株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しているとのことです。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が公開買付者の期待どおりに当社株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできなかったとのことです。しかしながら、当社が平成 29 年 5 月 1 日に公表した当社株式猶予期間解除プレスリリースに記載の通り、当社株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることとなりました。

(後略)

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

また、当社株式は昭和 37 年 8 月に東京証券取引所市場第二部（旧 大阪証券取引所市場第二部）に上場し、現在に至っておりますが、近年における当社の属する繊維業界では、大手繊維メーカーによる国内生産拠点の見直し、繊維分野そのものの縮小、撤退が進み、国内繊維産業の空洞化は強まっており、定番品のみならず差別化商品にまでも低価格の輸入品が勢いを強め、厳しい市場環境に晒されています。こうした中、当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載のとおり、当社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出しており、本書提出日現在、当社株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予

銘柄となっており同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、所定の手続を経て上場廃止となります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、当社株式は昭和 37 年 8 月に東京証券取引所市場第二部（旧 大阪証券取引所市場第二部）に上場し、現在に至っておりますが、近年における当社の属する繊維業界では、大手繊維メーカーによる国内生産拠点の見直し、繊維分野そのものの縮小、撤退が進み、国内繊維産業の空洞化は強まっており、定番品のみならず差別化商品にまでも低価格の輸入品が勢いを強め、厳しい市場環境に晒されています。こうした中、当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載のとおり、当社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出しており、本公開買付けに係る意見表明報告書の提出日である平成 29 年 3 月 28 日現在、当社株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、所定の手続を経て上場廃止となる予定でした。しかしながら、当社が平成 29 年 5 月 1 日に公表した当社株式猶予期間解除プレスリリースに記載の通り、当社株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることとなりました。

(後略)

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

(訂正前)

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り、当社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本書提出日現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限まで

に当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合には、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降本書提出日までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありません。

公開買付者としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、公開買付者グループと当社グループとの間でのシナジー創出により当社株式の価値を向上させ、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる（ひいては当社株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しているとのことです。また、これにより、公開買付者は、当社の株主の皆様にとっての当社株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しているとのことです。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が公開買付者の期待どおりに当社株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできないとのことです。

(後略)

(訂正後)

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り、当社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本公開買付けに係る意見表明報告書の提出日である平成 29 年 3 月 28 日現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合には、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる予定でした。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降本公開買付けに係る意見表明報告書の提出日である平成 29 年 3 月 28 日までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありませんでした。

公開買付者としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、公開買付者グループと当社グループとの間でのシナジー創出により当社株式の価値を向上させ、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる（ひいては当社株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しているとのことです。また、これにより、公開買付者は、当社の株主の皆様にとっての当社株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しているとのことです。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が公開買付者の期待どおりに当社株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点

での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできなかつたとのことです。しかしながら、当社が平成 29 年 5 月 1 日に公表した当社株式猶予期間解除プレスリリースに記載の通り、当社株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることとなりました。

(後略)

(添付資料)

平成 29 年 5 月 1 日付「倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する公開買付けに係る公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

以 上

平成 29 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 丸井織物株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮本 徹
問い合わせ先 専務取締役 宮本 好雄
電話番号 0767-76-1337
(代表)

倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する 公開買付けに係る公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

丸井織物株式会社（以下「当社」といいます。）は、倉庫精練株式会社（コード番号 3578、株式会社東京証券取引所市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を平成 29 年 5 月 1 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 29 年 3 月 28 日付「公開買付開始公告」（平成 29 年 4 月 14 日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますのでお知らせいたします。

なお、本訂正は、法 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。また、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 公開買付けの目的

（1）本公開買付けの概要

（訂正前）

（前略）

対象者が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」によれば、対象者株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所における有価証券上場規定第 601 条に規定される上場廃止基準（以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。）に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、対象者は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当該取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本公告日現在、対象者株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降本公告日までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありません。

当社としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、当社グループと対象者グループとの間でのシナジー（詳細は、下記「（2）本公開買付けの

実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景」をご参照ください。) 創出により対象者株式の価値を向上させ、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる(ひいては対象者株式の上場廃止を回避できる) ことにつながるものと期待しており、これにより、対象者の株主の皆様にとっての対象者株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しております。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が当社の期待どおりに対象者株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

対象者が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」によれば、対象者株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所における有価証券上場規定第 601 条に規定される上場廃止基準(以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。)に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、対象者は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当該取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、平成 29 年 3 月 28 日付公開買付開始公告日現在、対象者株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合には、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる予定でした。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降平成 29 年 3 月 28 日付公開買付開始公告日までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありませんでした。

当社としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、当社グループと対象者グループとの間でのシナジー(詳細は、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景」をご参照ください。)創出により対象者株式の価値を向上させ、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる(ひいては対象者株式の上場廃止を回避できる) ことにつながるものと期待しており、これにより、対象者の株主の皆様にとっての対象者株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しております。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が当社の期待どおりに対象者株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできませんでした。しかしながら、対象者は、平成 29 年 5 月 1 日に、「当社株式の時価総額に係る猶予期間の解除についてのお知らせ」(以下「対象者株式猶予期間解除プレスリリース」といいます。)を公表しており、当該公表によると、対象者株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末

時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることになったとのことです。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景

(訂正前)

(前略)

また、対象者株式は、昭和 37 年 8 月に東京証券取引所市場第二部（旧大阪証券取引所市場第二部）に上場し、現在に至っておりますが、近年における対象者の属する繊維業界では、大手繊維メーカーによる国内生産拠点の見直し、繊維分野そのものの縮小、撤退が進み、国内繊維産業の空洞化は強まっており、定番品のみならず差別化商品にまでも低価格の輸入品が勢いを強め、厳しい市場環境に晒されています。こうした中、対象者が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」によれば、対象者株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、対象者は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出しており、本公告日現在、対象者株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており同期限までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、所定の手続を経て上場廃止となります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、対象者株式は、昭和 37 年 8 月に東京証券取引所市場第二部（旧大阪証券取引所市場第二部）に上場し、現在に至っておりますが、近年における対象者の属する繊維業界では、大手繊維メーカーによる国内生産拠点の見直し、繊維分野そのものの縮小、撤退が進み、国内繊維産業の空洞化は強まっており、定番品のみならず差別化商品にまでも低価格の輸入品が勢いを強め、厳しい市場環境に晒されています。こうした中、対象者が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」によれば、対象者株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、対象者は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し

ており、平成 29 年 3 月 28 日付公開買付開始公告日現在、対象者株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており同期限までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、所定の手続を経て上場廃止となる予定でした。しかしながら、平成 29 年 5 月 1 日公表の対象者株式猶予期間解除プレスリリースによると、対象者株式は、平成 29 年 4 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることになったとのことです。

(後略)

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

(訂正前)

対象者株式は、本公告日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、対象者が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」によれば、対象者株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、対象者は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本公告日現在、対象者株式は、平成 29 年 4 月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降本公告日までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありません。

当社としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、当社グループと対象者グループとの間でのシナジー創出により対象者株式の価値を向上させ、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる（ひいては対象者株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しており、これにより、対象者の株主の皆様にとっての対象者株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しております。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が当社の期待どおりに対象者株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできません。

(後略)

(訂正後)

対象者株式は、本公告日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、対象者が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」によれば、対象者株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10

21日に、対象者は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項第4号aに定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、平成29年3月28日付公開買付開始公告日現在、対象者株式は、平成29年4月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期間までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならなかった場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる予定でした。なお、平成28年10月21日以降平成29年3月28日付公開買付開始公告日までに対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となったことはありませんでした。

当社としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、当社グループと対象者グループとの間でのシナジー創出により対象者株式の価値を向上させ、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となる（ひいては対象者株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しており、これにより、対象者の株主の皆様にとっての対象者株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しております。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が当社の期待どおりに対象者株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならず、平成29年4月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできませんでした。しかしながら、対象者は、平成29年5月1日に、対象者株式猶予期間解除プレスリリースを公表しており、当該公表によると、対象者株式は、平成29年4月における月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることになったとのことです。

(後略)

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

(前略)

(注4) 単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式(対象者の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する対象者株式)についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(訂正後)

(前略)

(注4) 単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式(対象者の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する対象者株式)についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が

行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合
(訂正前)

(前略)

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。

ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式(対象者の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する対象者株式)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(7,140,078株)から、対象者第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(15,000株)を控除した株式数(7,125,078株)に係る議決権の数(7,125個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。

ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式(対象者の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する対象者株式)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(7,140,078株)から、対象者第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(15,000株)を控除した株式数(7,125,078株)に係る議決権の数(7,125個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(後略)

以上